

眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正に伴う 意見募集の結果について（1 / 2）

令和元年 12 月 11 日
原子力規制委員会

眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づく意見募集を実施しました。その結果につきましては、以下のとおりです。

1. 概要

期 間：令和元年 10 月 17 日から同年 11 月 15 日まで（30 日間）

対 象：①眼の水晶体の線量限度の変更のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則

②眼の水晶体の線量限度の変更のための放射線を放出する同位元素の数量等を定める件の一部を改正する告示

方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及び FAX

2. 意見公募の結果

○御意見数：2 件※

○御意見に対する考え方：別紙のとおり

以上

※御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。

眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正案への御意見に対する考え方（1 / 2）

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正案についての御意見

No.	御意見（原文）	考え方
1	意見 1：改正する規則が一つであるにもかかわらず題名に「～のための」をつけるのは不適切であり、単に「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則」とすべき。	他の内容による改正と混同しないように改正目的を付したものであり、規則の数に関わりなく、制定文中の題名は原案のとおりとします。

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件の一部改正案についての御意見

No.	御意見（原文）	考え方
2	意見 1：上記規則の意見 1 に同じ。題名を「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件」とすべき。	同上
3	意見 2：新旧対照表のうち、第 18 条第 1 項は「第 20 条第 2 項」に、第 20 条第 3 項は「第 20 条」にも傍線を引くべき。先日の委員会で、法令改正の誤りの多さについて指摘され、長官は謝罪し、改善策を講じると宣言したが、このような初歩的な誤りが続いているのは困ったことです。	ご指摘を踏まえ、修正します。

<p>4</p>	<p>別表「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件の一部改正に関する表」の第六条の記載は以下のように変更する必要があると考えます。</p> <p>【原案】</p> <p>「眼の水晶体については、四月一日を始期とする一年間につき五十ミリシーベルト及び平成十三年四月一日以降五年毎に区分した各期間に月百ミリシーベルト」</p> <p>【変更の提案】</p> <p>「眼の水晶体については、四月一日を始期とする一年間につき五十ミリシーベルト及び令和三年四月一日以降五年毎に区分した各期間に月百ミリシーベルト」</p> <p>【変更理由】</p> <p>眼の水晶体の等価線量限度の変更は、令和三年からです。原案通りですと平成十三年から、眼の水晶体の五年毎の等価線量限度が存在していたかのように誤解されてしまうと思います。実効線量限度の五年毎(平成十三年施行)と時期を合わせることを意図しているかと思いますが、眼の水晶体の等価線量限度の適用は令和3年からです。「眼の水晶体については」と限定しておきながら平成十三年を始期にするとしたら説明が必要ではないでしょうか。</p> <p>五年毎の時期が、実効線量限度と水晶体の等価線量限度が一致しているので、放射線審議会の意見具申にもあります「管理上の問題」は避けることはできると思います。</p>	<p>(放射線審議会の意見具申)</p> <p>「新たな線量限度を規制に取り入れるに当たり、関係行政機関においては、事業者等が円滑に対応できるように適切な施行時期を設定することが求められる。特に、事業者に対して複数の法律が適用される場合には、施行時期の整合が図られるべきである。また、『5年間の平均で 20mSv/年』の起算点の扱い方が現状の実効線量の管理と整合するように扱うことが望ましい。」となっています。</p> <p>(改正案の考え方)</p> <p>現状の実効線量限度の管理は「平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間」について行うこととされており、この従来からある管理に、今回新たな眼の水晶体に係る線量限度の管理が加わるため、これと整合することを明らかにする観点から、条文も現行の告示と同様に「平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間」と表しています。</p>
----------	--	--

		<p>(眼の水晶体の等価線量限度の変更の適用時期について)</p> <p>この適用の始期が令和3年4月1日であることは、告示改正の附則に施行日を規定することにより明確です。</p> <p>眼の水晶体の5年毎の期間が実効線量限度の5年毎の期間と同じであることと、その始期が令和3年4月1日であることを同時に分かりやすく表すことはできないため、「平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間」としてしています。</p>
--	--	--